

22 公正取引委員会 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1124010	著作物に関する再販維持 制度適用除外の見直し	著作物の再販制度にあたっては、公正 取引委員会は著作物の対象を「書籍、 雑誌、レコード盤、音楽用テープ、音楽 用CD」に限定している。この対象のう ち、音楽ソフト(レコード盤、テープ、CD) に関して適用除外制度の是非を検討す るために、音楽ソフトに関する再販維持 制度適用除外を撤廃(再販売維持行為 に独占禁止法の不公正取引を適用)し た特区を設置すべきである。	消費者は現在CDなどの音楽ソフトを購入する場合 には価格競争による利益を十分に得ていない。再販 制度によって消費者ではなくメーカーが安定した利 益を享受している現在の状況は消費者利益の保護 に反する。またCDよりも情報量が多いDVDが著作物 の対象になっていないことは、著作物再販制度の 内容の整合性について問題を残す。従って国民の利 益向上と政策の一貫性を図るために、音楽ソフトに 関する著作物再販制度について早急の見直しが必要 である。しかしその社会的影響を懸念した場合には、 音楽ソフトに関する独禁法の不公正取引を適用 した特区を多様な地域が存在し、物流面の影響が少 ない北海道などに設置して検証していくべきである。	再販維持制度の適用除外品目のうち音楽用ソフトに関しては 趣味・嗜好性が高いため、身近に購入する機会は書籍等と同 程度には必要ないと考えられる。また、海外では音楽ソフトの 再販制度は既に廃止されている。なお、著作物再販維持制度 見直しの反対論として国民の知る権利を阻害する可能性や文化 の多様性の確保ができなくなるという意見があるが、現在で は一般家庭にパソコンは普及しておりネット上でCDの購入や 音楽ダウンロードが可能であり、また高齢者や児童の購入機 会への影響に関しては店頭での商品注文が可能であることから 大きな弊害が発生するとは考えにくい。公正取引委員会が 当制度を当面維持すると発表した平成13年から約5年が経過 しネット上でのCD購入や音楽ダウンロード、DVDの普及により 音楽用ソフトの環境は大きく変化している。現実に即した議論 をさらに深め、再度見直しの検討をするためにも特区設置に よる実証的検証が必要である。	東京都	個人	公正取引委員 会